

中央環境審議会総合政策部会の小委員会及び専門委員会について

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項に基づき、総合政策部会には以下 3 つの小委員会及び専門委員会が設置されている。

また、議事運営規則等に基づき、所属する委員等及び部会長は、部会長が指名する。

1. 環境影響評価制度小委員会

環境影響評価法の施行の状況及び今後の環境影響評価制度の在り方に関する審議を行う。

2. 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会

環境研究及び環境技術開発を重点的に推進するための戦略の在り方に関する調査を行う。

3. 環境情報専門委員会

環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針に関する調査を行う。